

2 その他の出願資格

| | |
|--------------|---|
| 高等学校卒業程度認定試験 | 高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び令和 9 年 3 月 31 日までに合格見込みの者、又は令和 8 年度第 2 回高等学校卒業程度認定試験に出願している者 |
| 大学入学資格検定 | 大学入学資格検定に合格した者 |
| 高等学校卒業程度認定審査 | いわゆる「飛び入学」で大学に入学した者（学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者）であって、高等学校卒業程度認定審査に合格した者 |
| 外国の学校等 | 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者及び令和 9 年 3 月 31 日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの |
| 文部科学大臣の指定した者 | 海技教育機構（旧海員学校）の本科を卒業した者及び令和 9 年 3 月卒業見込みの者、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、GCEA レベル取得者、国際 A レベル資格取得者、欧州バカロレア資格取得者、国際的な評価団体の認定を受けた教育施設に置かれる 12 年の課程を修了した者又は修了見込みの者、その他文部科学大臣の指定した者（旧制諸学校出身者等） |
| 認定 | 大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 9 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの いわゆる「飛び入学」で大学に入学した者（学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者）であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの |
| 在外教育施設 | 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和 9 年 3 月 31 日までに修了見込みの者 |
| 専修学校の高等課程 | 専修学校の高等課程を卒業（修了）した者及び令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込み（修了見込み）の者 |